

第10期広島市高齢者施策推進プラン（令和9年度(2027年度)～令和11年度(2029年度)）の策定について

1 計画の位置付け

広島市高齢者施策推進プラン（以下「プラン」という。）は、本市における高齢者施策の総合的な推進を図ることを目的としており、以下の計画を一体的に策定します。

- 老人福祉計画（老人福祉法）
- 介護保険事業計画（介護保険法）
- 成年後見制度利用促進計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律）
- 認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法）

【根拠法令】

- 老人福祉法（一部抜粋）
（市町村老人福祉計画）
第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 介護保険法（一部抜粋）
（市町村介護保険事業計画）
第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（一部抜粋）
（市町村の講ずる措置）
第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（一部抜粋）
（市町村認知症施策推進計画）
第13条 市町村は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

2 広島市社会福祉審議会全体会議及び高齢福祉専門分科会における審議

- 第9期プランでは、「高齢者全体の増加、とりわけ年齢階層の高い高齢者層の増加など更なる高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの充実」を目標に掲げ、「健康づくりと介護予防の促進」「見守り支え合う地域づくりの推進」「質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進」「在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」の5項目の重点施策をはじめ各種施策を推進している。
- 本市においては、今後中長期的に、85歳以上人口の増加に伴いサービス需要や給付費が増加する一方、生産年齢人口は急減していくことが見込まれる中で、引き続き現行の施策に取り組みつつ、地域のニーズに対応したサービス基盤の整備や介護人材の確保などの対応をさらに進める必要がある。
- 本審議会では、このような状況に加えて、本年4月に「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたことなども踏まえ、誰もが住み慣れた地域で心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向け、本市が令和9年度からの3年間で取り組む施策を中心に御審議いただきたい。